



ひろば

〒739-0046 東広島市鏡山 1-7-2 (広大西口)
内線 (東広島 84) 5390 TEL/FAX 082-422-7556
メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp
ホームページ <http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>

【ニュース】給与大幅削減に対する交渉と判断

臨時特例法に連動する給与大幅削減に対する交渉と判断について

この度の臨時特例法に連動する給与大幅削減の大学提案に対する組合の基本的考え方は、「大幅な給与削減に断固反対します」と題して6月6日付けで発行した組合広報紙「ひろば」の2ページ目に掲載しましたので、ここでは省略します。また、組合ホームページでも読むことができますので、ご覧下さい。

(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>)
この給与削減法案については昨年度より団体交渉の席上で問題にして来ましたが、本格的な交渉が始まったのは5月上旬です。3、4ページにその交渉経過の概略をまとめています。

率直に言って、この度の給与大幅削減提案に対する交渉には大変な難しさがありました。その根本的な理由は、政府関係が「次の予算編成の際には……国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額を算定し、運営費交付金等から減額したい」と述べたものの、その「次の予算編成」とはどれを指すのか、「国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額」によって広島大学の運営費交付金がいくら削減されるのか(大学本部は約8億円、17億円、25億円削減という3つの試算を示してきました)、現時点でもわかっていない点にあります。したがって、5月上旬から断続的に開いた団体交渉は、「予測」の範囲でのやり取りが中心にならざるを得ないものでした。

そして、その延長線上での大学の頑な対応(基本方針)によって交渉が中々進展しない事態が続きました。大学の基本方針とは次の2点です。

- ①人件費を減らせが政府の要請であるから、人件費の削減幅を少なくして、他の物件費等から不足分を補填することは、人件費を減らすことにならない。
- ②人事院勧告による給与減少の場合は余剰額

が発生するが、この度の運営費交付金の削減ではそのような余剰はなく、手当とする財源がない。

このなかで、5月30日の団体交渉で「勤勉手当の優秀者加算の中止による1億円と2011年度人事院勧告実施による余剰額1千万円」を財源として「特別調整手当1%」を捻出するとの案が示されました。しかし、この提案は、「特別調整分」の経費を大学予算の人件費組み替によって捻出するもので、人件費予算そのものの増額はなく、国家公務員と同率の削減を人件費予算内で行なうというものでした。また、病院看護職・医療職及び附属学校教員についての特別措置に関する提案もなく、組合は大学本部の提案を拒否しました。

これ以降、組合と過半数代表者は「今回の給与削減が教職員の生活に多大な影響を与えることを訴え」、「大学予算のうち人件費以外の経費を給与削減の緩和措置にふりむけるよう要求」しましたが、大学は上記の基本方針を変えず、交渉は膠着状態に入りました。

6月15日(金)夜の団体交渉は、病院看護職・医療職と附属学校教員に対する一定の配慮が示されました。しかし、全員に共通となる特別調整分のベースは前記の1%のままです。組合は「特別調整分の上乗せを行なうよう」求めましたが、大学側が「今回の提示したものが最終案だ」と回答したことにより、実質的に決裂状態が終りました。

その後、18日(月)に大学から「共通部分となる特別調整分にもう0.5%を追加する」との修正案が示され、その修正案に対する組合の「特別調整分に更に0.5%の上積み」の要求に対して、20日(水)に「要求通り更に0.5%を上積みし平均2%とする」との回答

がありました。

15日の団体交渉の後、組合としては給与規則改定に関する「意見書」を提出しない選択肢も含めて対応を検討しました。しかし、この18日・20日の二段階の大学修正案は組合との決裂を避けたいとの考えから緩和措置財源に人件費以外も考慮に入れたものであり、組合としてはこれがぎりぎりの大学譲歩と受け止めました。今回の提案は年収ベースで最大5%を超える給与削減であり、生活へ与える影響は多大で、とても承服できるものではありません。しかし、大学が7月1日実施を譲らない姿勢を示しており、この「譲歩」と合わせたとき、「一定の区切りか」と考えました。ご理解をお願いします。

26日(火)に団体交渉を行ない、2ページ目に掲載の「団体交渉確認書」を交わしました。この「確認書」では、①対象期間を「7月1日から補正予算政府原案閣議決定時期の翌月(12月頃・小數注)まで」とし、②「運営費交付金の削減額が給与の削減額を下回った場合はその差額分について職員に還付する」としています。

今後は、補正予算で運営費交付金の削減額(削減有無を含めて)が決定した時期、及び、次年度の広島大学予算案を検討する時期の、二つの時期で交渉を継続することになります。

今回の交渉では十分満足のいく結果を得ることはできませんでしたが、何とか給与削減幅を圧縮することができたのは、組合員のみなさんご協力のたまものと感謝しています。

今後も給与削減に関する交渉は、まだ、まだ、続きます。給与削減を阻止するため、みなさんの団結と、組合に対する一層の協力を強く求めます。

団体交渉確認書

広島大学と広島大学教職員組合は、誠実に団体交渉を重ねた結果、以下の点で相互の立場の了解到達したことを確認する。

- 1 本確認書が対象とする期間は、平成24年7月1日から補正予算政府原案閣議決定時期の翌月までとする。
- 2 大学は、次のとおり給与を減額するものとする。ただし、平成24年7月1日から補正予算政府原案閣議決定時期の翌月までは、勤勉手当優秀者加算分、人事院勧告対応分及び病院収入分を財源として、地域手当の支給率に「特別調整分」を加算する。組合は、上記の減額及び「特別調整分」の加算について留意する。

(1) 本給月額及び本給月額に連動する手当

| 本給表等 | 級 | 主な職名 | 減額率 | 特別調整分 |
|-------------|-----|--------------|-------|-------------|
| 教育職(A) | 5 | 教授 | 9.77% | 2.8% |
| 〃 | 4・3 | 准教授, 講師 | 7.77% | 2.2% |
| 〃 | 2 | 助教, 助手 | 4.77% | 1.4% |
| 教育職(B), (C) | 4・3 | 教頭 | 7.77% | 2.2% + 2.0% |
| 〃 | 2 | 教諭 | 4.77% | 1.4% + 2.0% |
| 一般職 | 8・7 | 副理事, 部長 | 9.77% | 2.8% |
| 〃 | 6～3 | 室長, 主査, 主任 | 7.77% | 2.2% |
| 〃 | 2・1 | グループ員, 技術員 | 4.77% | 1.4% |
| 技能職 | 3 | 自動車運転手, 調理師 | 4.77% | 1.4% |
| 海事職(A) | 5～3 | 船員 | 7.77% | 2.2% |
| 〃 | 2・1 | 船員 | 4.77% | 1.4% |
| 海事職(B) | 5・4 | 船員 | 7.77% | 2.2% |
| 〃 | 3～1 | 船員 | 4.77% | 1.4% |
| 看護職(病院) | 6～3 | 主任看護師長, 看護師長 | 7.77% | 2.2% + 5.8% |
| 〃 | 2 | 看護師, 助産師 | 4.77% | 1.4% + 3.6% |
| 看護職(病院以外) | 3 | 看護主任 | 7.77% | 2.2% |
| 〃 | 2 | 看護師 | 4.77% | 1.4% |
| 医療職(病院) | 6～3 | 副薬剤部長, 部門長 | 7.77% | 2.2% + 5.8% |
| 〃 | 2・1 | 薬剤師, 技師 | 4.77% | 1.4% + 3.6% |
| 医療職(病院以外) | 2 | 技師 | 4.77% | 1.4% |

- (2) 管理職手当 10%
- (3) 期末・勤勉手当 9.77%

- 3 補正予算政府原案閣議決定時期の翌々月からの地域手当の特別調整分については、運営費交付金の削減額等を踏まえて両者で検討する。ただし、給与の減額率及び地域手当(特別調整分は除く。)の支給率は変更しないものとし、運営費交付金の削減額が給与の削減額を下回った場合はその差額分について職員に還付するものとする。

平成24年6月26日

広島大学理事(財務・総務担当)

平野 仁司

広島大学教職員組合執行委員長

西村 雄郎

2011 年度人事院勧告と臨時特例法に連動する 給与削減に対する交渉経過

2012.6 小藪



団体交渉等

大学提案の主な内容

組合他の主な主張と対応、やり取り

●団体交渉

5月9日(水)
14:59 ~ 17:00



2011 年度人事院勧告(平均▲0.23%引き下げ、現給保障の経過措置は2014年4月1日廃止)及び臨時特例法(平均▲7.6%の引き下げ)ともに、国家公務員と同様に削減し、いずれも6月1日実施。附属学校教員及び病院看護職・医療職も同様に減額。代償措置は運営費交付金削減額判明後に検討。

①削減に関する何らの具体的根拠も無い。
②仮に運営費交付金の削減があったとしても、大学としてそれを吸収するためのあらゆる経営努力を行なうべきだ。そのなかで、給与削減がどうしても必要であると判断したなら、学長が全教職員へ理由を含めた丁寧な説明を行なうべきだ。

●団体交渉

5月15日(火)
10:03 ~ 12:12

人事院勧告については、5月9日の内容で給与規則改定案を提示、また、「現給保障廃止」の具体的減額を示し、6月1日実施。臨時特例法については、具体的削減額を明示し、閣僚発言・学長「声明文(予定)」を説明の上、7月1日実施。

人事院勧告の「現給保障廃止」は減額幅が大きく、時間もあるので、一緒に決める必要はない。また、意見聴取も未だで時間的に6月1日は無理。臨時特例は何も決まっておらず、7月1日は不可。

●過半数代表
意見聴取

5月23・24日
19:00 ~ 21:00

5月9日及び15日の団体交渉の内容を提案。人事院勧告・臨時特例法ともに6月1日実施提案。

生活への打撃が大き過ぎ、モチベーションの低下を主張。人事院勧告との関係での臨時特例法の矛盾を指摘ほか。

●団体交渉

5月30日(火)
13:58 ~ 16:12

両者7月1日実施。地域手当を廃止して特別調整手当を新設し、広島市7%、広島市以外4%へ。+1%の原資は勤勉手当の優秀者加算の中止(1億円)と人事院勧告実施の余剰額(1千万円)で。附属学校教員及び病院看護職・医療職も同様に減額。ただし、人事院勧告の「現給保障廃止」は今回は取り下げ。

運営費交付金の減額を人件費だけで対応する必要はない。何故か?←人件費削減が政府の要請だ(大学)。運営費交付金の減額幅が予想額より大きいとき、特別調整手当はどこまで下げるのか?←3%と0%までだ(大学)。附属と病院への考慮が必要ではないのか?←取り敢えずは無し(大学)。人件費以外にも使って複数案の提示を。

●団体交渉

6月12日(火)
10:00 ~ 12:08

両者とも7月1日実施。補正予算決定(11月予定)の翌月までは、特別調整手当を広島市7%、広島市以外4%。ただし、病院看護職・医療職は病院収入を振りむけ+4%とする(原資7600万円)。運営費交付金の削減パターンを3通り提出。

地域手当は残し、特別調整手当は給与減額幅と同じ7.8%を要求。財源は学長裁量経費を使用すること。人事交流のある附属の削減には反対。財源としては過去の人事院勧告実施の余剰額がある。削減率の減少を。

●過半数代表
意見聴取

6月12日(火)
19:04 ~ 21:37

6月12日団体交渉の提案に加えて、附属学校教員は+2%(1400万円要)加算。団体交渉を受け、地域手当は残し、特別調整分1%を新たに設定する。22日までに意見書を。

特別調整分を1%と決めるのでなく、大学全体からの検討を。県が削減しておらず、附属の削減には反対。病院も利益が出ており、削減反対。この状態で意見書は出せない。

●学長面会 (学長) 半年以上検討した。生活への影響を少なくするように努力する。運営費交付金の削減額が給与削減額を下回った場合は教職員へ返す。
6月13日(水) 14:45～

執行委員長より、組合の反対声明を読み上げて手渡し。教職員の生活への影響軽減及びその具体案を要請。

●団体交渉 特別調整分を本給減額率に応じた傾斜配分案を提示。ただし、平均で1%は変えず。更に、附属は+2%、病院は減額率7.77%の者は+7%、同4.77%の者は+4%。
6月15日(金) 17:00～20:31

傾斜配分はよいが、特別調整分は平均2%にすべきだ。財源は人勧余剰額を含め、持ち帰って学長とも検討して欲しい。
←最終案を提示している(大学)。
←それは決裂ということか(組合)。

●大学修正案 「管理的経費(コピー等の事務的経費)」を充てて、特別調整分を平均0.5%加算する(5000万円要)。
6月18日(月)

●修正案への組合要求
6月19日(火)



(1)「特別調整分」について、更に平均0.5ポイントの上乗せを。(2)平成21年度及び平成22年度の給与制度改定に伴う余剰額で、当該用途を組合と事前に協議していない部分について、その扱いを今後の交渉事項とすることを「確認書」に文章化すること。(3)期末・勤勉手当の▲9.77%については、その実施までに時間があることから、今回決定するのではなく、継続して交渉すること。(4)浅原学長が出席する団体交渉を。(5)過半数代表の意見聴取を再度、設定すること。

●大学回答 (1)は要求通り更に+0.5%加え平均2%とする。(2)は交渉課題とするが確認書には不要。(3)は基本設計が国家公務員通りの減額率を特別調整分で調整するとしており不要。(4)平野理事で団交応諾。(5)は意見聴取を設定する。
6月20日(水)

●過半数代表意見聴取 上記「大学回答」を提案。25日(月)中に意見書提出を。
6月21日(木) 19:00～20:15

削減には反対だが、特別調整分の上乗せは一定、評価する。外国人用に英訳説明が必要。今回の内容は補正予算確定後までの期間で有効。

●団体交渉 団体交渉確認書を提案
6月26日(火) 10:00～11:45

組合要求により修正した団体交渉確認書を締結。計算モデルの公示を要求。

組合加入はこちらまで



加入申込用紙をご希望の方法で送付いたします。下記までお申してください。

東広島事務所(本部) 平日 9:00～18:45

〒739-0046 東広島市鏡山1-7-2(広大西口)
内線(東広島84)5390 TEL/FAX 082-422-7556
メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp
ホームページ http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/

